

5 職員の分限状況及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。

(1)分限処分の事由別件数(令和元年度)

分限処分とは、公務の能率を維持することを目的として、心身の故障や、職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。 単位:人

区分	降任	免職	休職	降給
勤務実績が良くない場合				
心身の故障の場合			3	
職に必要な適格性を欠く場合				
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合				
刑事事件に関し起訴された場合				
地方公務員法第55条の2に定める事由による場合 (職員団体への専従休職)				
合計	0	0	3	0

(2)懲戒処分の事由別件数(令和元年度)

懲戒処分とは、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に、道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。 単位:人

区分	免職	停職	減給	戒告	訓告等
信用失墜行為		2			
管理監督者責任					
合計	0	2	0	0	0

(注) 訓告等とは、地方公務員法による懲戒処分以外の処分です。